路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合において運転の危険性に応じた貨物の安全な運転に必要な技能	一　準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行うことができる設備により当該設備を用いないでも凍結路面教習を行うことが認められる場合を除く。）。 二　準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。		
高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上	
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上	
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ止血その他の応急救護処置に必要な知識	一　教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二　準中型免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。 三　模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上	

備考

一　この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。

二　教習は、大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。

三　現に普通免許を受けている者に対しては、普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の運転に必要な技能、貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（普通乗用自動車に係るものに限る。）、高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能並びに高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識に係る教習を行わないこととする。

四　現に普通免許を受けている者に対する教習のうち、貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時限以上とする。

五　運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。